

毛染めによる皮膚障害に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について（第4回フォローアップ）

令和元年 11 月
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

（消費者安全調査委員会からの質問事項）

- ①平成 30 年 11 月以降、消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を理解し適切な行動をとるための情報提供としてどのような取組をされたか御教示ください。
- ②平成 30 年 11 月以降、製造販売業者及び関係団体への周知徹底等に関し、どのような取組をされたか御教示ください。
- ③平成 30 年 11 月以降、理美容師への周知徹底等に関し、どのような取組をされたか御教示ください。

（実施状況）

①、②について

平成 27 年 10 月 23 日の通知に基づいて、業界団体による消費者への情報提供に関する具体的取組及び製品表示の切り替え状況について、令和元年 11 月に日本ヘアカラー工業会（以下、「工業会」という。）から聴取したところ、以下のとおり。

<ホームページを用いた情報提供>

- ・工業会では、ホームページ上で引き続き消費者への情報提供を行っているところであるが、消費者への情報提供強化の取り組みとして、平成 27 年以降、消費者に工業会ホームページへのアクセスを促すため、会員企業ホームページに工業会ホームページへのリンクを掲載している。その結果、工業会 HP の閲覧状況は、平成 26 年度は約 2 万アクセスであったが、徐々に増加し、平成 30 年度は約 11 万アクセスとなり、アクセス数が約 5 倍に増加している。なお、工業会 HP でアクセス数の多いコンテンツは、「パッチテスト」や「かぶれについて」となっており、これらの情報がより消費者へ伝わるようになったと考

えられる。

- また、工業会ホームページでは平成 29 年 12 月以降引き続き、一般消費者向け「ヘアカラーリングABC」を掲載している。その際、小冊子をダウンロードできる仕組みも構築しており、より消費者がアクセスしやすい環境を提供している。
- 工業会では、令和元年 5 月、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」にヘアカラーによるアレルギーに関する記事を掲載し、更なる注意喚起を行った。

<製品表示の切り替え状況>

- 工業会は平成 28 年 7 月に自主基準を改正し、より消費者の理解に資する新しい製品表示へ切り替えるよう会員企業へ案内した。切り替えの時期については、平成 30 年 7 月末日までの対応を案内しており、したがって、平成 30 年 7 月以降出荷判定を受けた製品は、一般消費者向け製品、理美容室専売製品とも新たな注意事項を記載した製品が上市されている。切り替え後 1 年以上が経過しており、店頭において、旧表示の商品はほとんど見かけられなくなっている。
- 昨年と同様、一般製品を取り扱っている工業会会員企業のお客様相談室の担当者より、新しい注意表示を記載したことで「消費者の染毛剤に対するリスクの認識が上がっている」との報告が上がっている。

③について

- 厚生労働省では、「毛染めによる皮膚障害の周知等について」（平成 27 年 10 月 23 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）を厚生労働省のホームページに掲載し、引き続き広く周知を行っている。また、令和元年 10 月に、理容師・美容師養成施設の教員に対し、毛染めの施術に際して行うこと等について講演を行った。
- 地方公共団体では、引き続き、定期監視や講習会など様々な機会を捉えて周知・指導が行われており、引き続きフォローしていく。
- 工業会では、会員企業を通じ、「理美容師向けヘアカラーリングハンドブック」等を用いて、理美容師に向けた啓発活動を継続的に行っている。
- 工業会では、令和元年 9 月に、工業会ホームページに理美容師向けの啓発動画（皮膚科専門家による知識編及びヘアカラリストによる実践編）を掲載し、理美容師に向けた啓発活動を継続的に行っている。また、会員企業も本動画を用いて、理美容師へ向けた啓発活動を行っている。
- 全国理容生活衛生同業組合連合会及び全日本美容業生活衛生同業組合連合会においては、引き続き組合講習を通じて「毛髪と頭皮に関するトラブルと対応」

についての周知を図ったほか、開発した新たな髪型の普及のための講習会においても、カラー剤の特徴やテクニック手法等の薬液の適切な使用方法について周知を行った。さらに、これらの連合会が行う賠償責任補償共済制度において、事故内容等を含む実施状況を把握し、当該事故内容等については、機関誌に掲載することにより参加組合員に情報共有を図るとともに、事故防止の啓発を行っている。

毛染めによる皮膚障害に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について（第4回フォローアップ）

令和元年 11 月
消費者庁消費者安全課

（消費者安全調査委員会からの質問事項）

平成 30 年 11 月以降、消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を理解し適切な行動をとるための情報提供として、どのような取組をされたか御教示ください。

（実施状況）

消費者が酸化染毛剤のアレルギーの特性、対応策等を理解し適切な行動を取るためには、繰り返し発信を行うことが重要だと考えている。

平成 30 年 11 月以降は、連休等による外出機会の増加とともに母の日のプレゼント等でヘアカラーの使用が増加する 5 月に、日本ヘアカラー工業会と協力し、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」において、ヘアカラーによるかぶれについて注意喚起を行った。

引き続き、関係者と協力しつつ、継続的に対応して参りたい。

参考 URL

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201905/2.html>